

質疑応答

Q.申請者は建築主でもよいか

A.事前完了検査は完了検査における負担軽減を目的としているため、工事監理者・工事施工者からの申請を予定しておりますが、建築主からの申請でもかまいません。

Q.委任状が必要なのか

A.工事完了前ですが、建築基準法第7条第1項及び第18条第16項における完了検査を事前に行うため、委任状の提出をお願いするものです。

Q.事前完了検査はいつでも受検できるか。

A.原則いつでも大丈夫ですが、年度末など検査が多い時期について、受検日を調整させていただくことがあります。

Q.事前完了検査を受け、完了検査時に再度書類確認などをされたりしないか。

A.完了検査時の負担を減らすことを目的としており、事前完了検査受検、指摘等について相互に共有できるようにします。

Q.配筋状況等の確認は行わないとあるが、具体的にどのような部分の検査を予定しているのか

A.防火区画など天井裏などの不可視部分の確認や配管の区画貫通処理などを予定しております。配筋等の状況は工事監理者により通常通りの監理を行ってください。